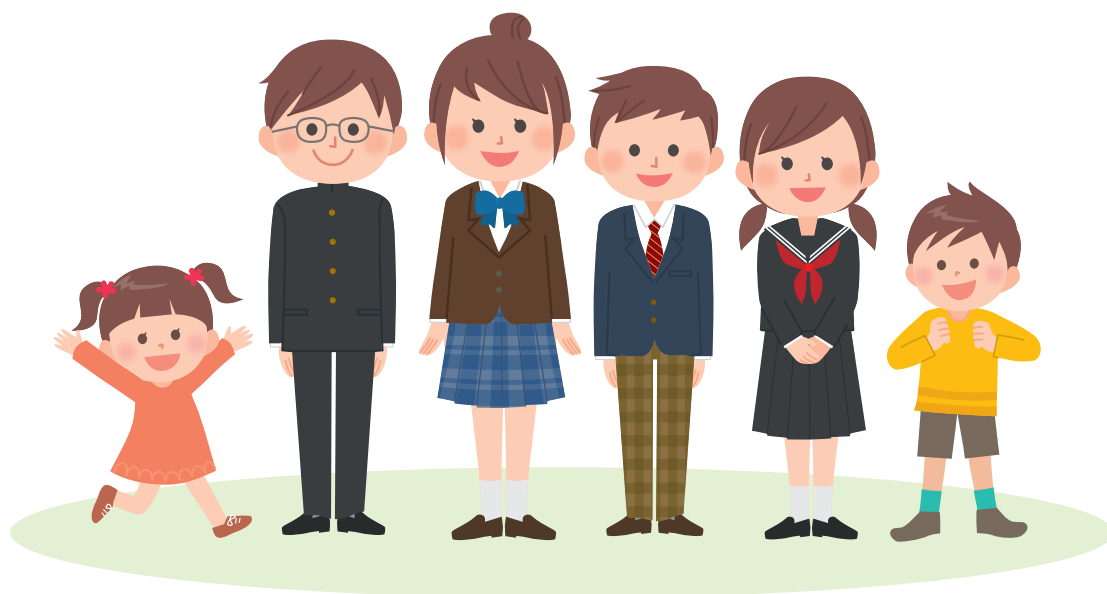


ヤングケアラー支援者・関係機関向け

# ヤングケアラー向け 福祉サービス等

ガイドブック



豊橋市こども若者  
総合相談支援センター

ココポール

# はじめに

このガイドブックは、ヤングケアラーへの支援を行うココエールのほか、子どもに身近な支援者、関係機関(学校、福祉サービス事業者、地域の民生・児童委員や支援団体の方々など)を対象としています。

**ヤングケアラーについての法的な定義はありませんが、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」であり、ケアの責任や負担の重さによっては、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあるとされています。**

ヤングケアラーは家族内のプライベートな問題であるため、周囲の大人から支援の対象として十分に認識されず、また、本人や家族に自覚がなく問題が表面化しにくい構造であり、ヤングケアラーの負担を軽減していくためには、障害、介護、高齢者など様々な福祉サービスの支えも必要となります。各分野の関係機関が緊密に連携しながら家族全体を重層的に支援しなければなりません。

ヤングケアラーへの理解を深め、その存在に気づくとともに、見守りや寄り添い、状況に応じて具体的な支援につなげられるよう作成しています。

## 1 ヤングケアラーの理解について

### 1 ヤングケアラーが行っていることってどんなこと？

ヤングケアラーが行っているケアは以下のように様々です。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

前頁は一例であり、例えば

- 依存的な親に対応するなど、**見守りや感情面のサポート**をしている
- 精神疾患や知的障害、発達障害、疾病や難病等のある親やきょうだいの面倒をみている
- きょうだいの保育所や認定こども園、児童クラブなどへの送り迎えをしている

などもヤングケアラーに含まれます。

現在置かれている子どもの状況から、「ヤングケアラーかもしれない…」という視点で、見過ごすことなく話を聞いたり、見守っていくことが大切です。

## 2 過度なケア負担が子どもにもたらす影響ってどんなこと？

ヤングケアラーにとって、家族のケアは思いやりを育むなど良い点もありますが、過度なケア負担は、現在だけではなく将来にわたって影響をもたらす可能性があります。

### ケアによって、やりたいけれどできていないことの例



宿題や勉強



自分の時間をもつこと



十分な睡眠



友人と遊ぶこと

子どもの、年齢や成熟度に見合わない過度な負担がかかると…

- 心身の健康が保持・増進されない
- 学習面での遅れや進路の幅が狭まり、進学や就労に影響が出る
- 子どもらしい情緒的な関わりができず、年齢相応に自身の将来について考えることができなくなる。

などの可能性がある

状況が長引いていくと、「家族に負担をかけてはいけない」と考え…

- 自分の思いを言えなくなる
- 将来の希望をあきらめてしまう
- 自身の自立が遅れたり、できなくなる可能性もある

年齢が上がるにつれて、人間関係の形成、社会性の構築や学業など「成長過程の中でやるべきこと」が増えますが、同時に心身の成長とともに子どもができるケアも増えていくため、状況によって家族などから**介護力**として期待されることがあります。そのため支援者側は、本人のライフステージの変化に合わせたケアの影響を理解することが必要となります。

# 2

## ヤングケアラーの支援に向けて

ヤングケアラーが自身の状況について相談することは、とても勇気のいることです。関係機関の所属を問わず、本人からみて「**信頼のできる大人**」と対話できれば、安心感につながることや相談しやすい場となり、支援につながられる可能性が広がります。

- まずは話を聞き、気持ちや思いを受け止める⇒各機関どこで相談してもその先の支援につながられる。
- 本人が話したがないときは無理に聞き出さない⇒「話したくなったら、いつでも言っていいよ」と、自分のことを気にかけてくれる人がいるというメッセージを発信する。
- 長い目で寄り添う⇒相談しても何も変わらないという不信感を招かぬよう、本人の意見や意向を丁寧にくみ取る。
- ケアをしていることや家族のことを否定しない⇒今の状況を尊重しながら「一緒に考えていく」ことを伝える。

### 1 本市の支援体制は？

本市では、以下のとおり、関係機関と連携しながらヤングケアラー支援を進めていきます。

#### 【ココエールを中心とする支援体制ネットワーク】

### ヤングケアラー及びその家族

どこの窓口でもまずは相談を受け止める ↓ ↑ 状況や本人・家族の意向に沿った支援



※白文字の関係機関は、行政機関以外も含む。

## 2 ヤングケアラーかもしれないと気づくきっかけは？

支援分野	業務の中での気づき
児童福祉	ココエールでの児童相談と関係機関(保育所や学校など)との連携による情報共有から
教 育	ヤングケアラー本人や同じ学校に通うきょうだいと日常的に接する中から
保 健	家庭訪問相談、乳幼児健康診査等を行う中から
福 祉	障害や介護等の福祉サービスの提供や、家庭訪問の中から
医療機関	ケア対象者への医療の提供や、訪問看護での家庭の様子から
地域支援	身近な地域においてヤングケアラーやその家族と関わる中での日常生活や様子の変化などから

## 3 ヤングケアラーへの関わり方はどのようにしたらよいか？

子どもからすれば行政は遠い存在です。だからといって家族や学校の友人にも「知られたくない」「心配をかけたくない」といった思いがあり、相談ができない子どもは多くいます。

支援は、(※以下【ヤングケアラーに関わる支援のスタンス】参照)「寄り添い型」から始め、子どもの拠り所という関係性を築き、その**安心感の中から次のステップとして家族の状況に関する相談に繋げていきましょう。**

「実支援型」支援につながっても、すぐに状況改善が図られる訳ではないため、本人や家族の思いを尊重しつつ継続的な接点を保って徐々に信頼関係を築くことがポイントです。

しかし、ヤングケアラーのケースの中には、命に関わる事象も考えられるため、その際は状況を待たずココエールまでご連絡ください。

### ※【ヤングケアラーに関わる支援のスタンス】

支援のスタンス	内 容	関係機関
寄り添い型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家族に次いで、子どもにとって身近な学校や地域における声かけや見守りによる支援</li> <li>● 担任の先生にちょっとした話を聞いてもらったり、登下校の際に子どもの見守りを行う民生・児童委員などによる声かけなど日常の中での寄り添い</li> <li>● <u>子どもとの会話、表情など気になる様子や日常の困り感が発信される可能性もある</u></li> </ul>	子どもに最も身近な関係機関
実支援型	ヤングケアラー本人への支援、ケアを受けている家族向けの福祉サービスなどの提供	ココエールをはじめとした関係機関

個別に抱えるケースの対応相談、支援が必要な場合のつなぎ先  
ココエール(0532-54-7830)へご連絡ください。

# 3

## 想定されるケースと、利用の可能性がある福祉サービス等

ヤングケアラーとして想定される具体的場面例を 15 ケース例示しました。さらにそれぞれのケースにおいて利用できる可能性のある福祉サービスについて、分野別に番号をつけて示しています。

(\*分野別サービス等の内容については、7~11 ページをご覧ください)

### 【福祉サービス等の番号】(分野別)

A01 ~ A17	子どものいる家庭への支援・・・ 7ページ	D01 ~ D03	生活を支えるための支援・・・ 11ページ
B01 ~ B21	高齢者のための支援・・・ 8~9ページ	E01 ~ E06	コミュニケーションのための支援・・・ 11ページ
C01 ~ C22	障害のある方のための支援・・・ 9~10ページ	F01 ~ F06	その他の相談について・・・ 11ページ
		G01 ~ G02	日常生活上の心配ごと全般・・・ 11ページ

	ケース例	具体的場面例	利用可能性のある福祉サービス、相談先等
1	ヤングケアラー本人の負担の軽減が必要な場合	居場所提供、一時的に家族を預けたいなど	A01~A08、A10~A13 B10 C10、C16 G01
2	多子世帯等でヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	保育の提供、放課後活動など	A01~A13 F04
3	ヤングケアラーに向けて日常生活の支援をする場合	家事支援、フードバンク活用、行政手続き同行など	G01
4	学習支援が必要な場合	ひとり親世帯、困窮世帯など	A11~A12
5	ヤングケアラーがケアをする対象者が高齢者の場合	認知症の相談、介護を手伝ってほしい、家族の手を休めたいなど	B01~B10、B18~B21
6	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障害等がある場合	どのような支援があるのか知りたい、家族の手を休めたいなど	C01~C22
7	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に医療的ケアが必要な場合	服薬管理、通院の送り迎え、訪問による支援など	B03、B05、B15~B17 C04、C05、C08~C10、C15~C22 F03、F04
8	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に依存症へのケアが必要な場合	アルコール、薬物、ギャンブルなど	F02
9	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人のひきこもりについての相談が必要な場合	社会復帰に向けた相談など	F01 G01、G02
10	ひとり親世帯の子育て支援について知りたい場合	経済的に苦しい、就労支援など	A14~A17 D01~D03
11	経済的支援が必要な場合	家計を支えるため放課後に働いているなど	A14~A17 D01~D03
12	ヤングケアラーがケアする対象者に日本語通訳が必要な場合	保護者の社会活動に子どもを同行させている場合など	E01~E04
13	ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合	同上	E05、E06
14	家族の心配事を相談したい場合	家族が抱える複合的な困難をサポート	F05、F06 G01、G02
15	ヤングケアラー自らの相談について窓口を知りたい場合	家族の世話で自分の時間が持てないなど	G01

# A 子どものいる家庭への支援

## I 日常生活の支援

### — 施設や学校等で一時的に子どもを預かる —

【内容】

【問い合わせ】

A01	保育園などの利用相談	保育コンシェルジュが保護者の意向や状況に応じて入園前から入園までの相談支援を行う	保育課 TEL 51-2377
A02	保育所・認定こども園	就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する	
A03	一時預かり	病気、冠婚葬祭、就労などで、一時的に保育できないときに預かる	
A04	子育て支援ショートステイ	保護者の冠婚葬祭などの場合、児童養護施設等で一時的に預かる	
A05	子育て支援トワイライトステイ	保護者の夜間、休日の仕事などの場合、児童養護施設等で一時的に預かる	子育て支援課 TEL 51-2233
A06	放課後児童クラブ	保護者が仕事などにより不在となる家庭の小学生が安心して過ごせる場所を提供する	生涯学習課 TEL 51-2856
A07	放課後子ども教室	小学生児童を対象とし、活動拠点を設け、勉強、スポーツ、文化活動等を実施する	生涯学習課 TEL 51-2856
A08	のびるん de スクール	平日放課後の学校施設において、あらゆる世代と多彩な体験活動を実施する	生涯学習課 TEL 51-3141

### — 妊娠・出産・子育てに関すること —

【内容】

【問い合わせ】

A09	妊娠・出産・子育て総合相談窓口	妊娠から出産前後の体調管理や心配事、赤ちゃんの体重測定や育児全般について相談できる	こども保健課・こども未来館 TEL 39-9188/21-5528
-----	-----------------	---	--------------------------------------

### — 子育て等に係る助け合い —

【内容】

【問い合わせ】

A10	ファミリー・サポート・センター	保育園等への送迎、援助会員宅での一時預かり	社会福祉協議会 TEL 56-7500
-----	-----------------	-----------------------	------------------------

### — 子どもの居場所支援や家事支援 —

【内容】

【問い合わせ】

A11	学習支援	学習環境が不十分な小中高生を対象に学習支援を実施する	生活福祉課・子育て支援課 生涯学習課 TEL 51-2313/51-2320/51-2846
A12	子ども食堂	地域のつながりを活かし、子ども、子育て世帯などへ食事提供や学習を支援する	市内各所 パパママみてみりん HP
A13	家事支援	ヤングケアラーが担う家事の負担軽減を図る	こども若者総合相談支援センター ココエール TEL 54-7830

## II ひとり親家庭への支援

### — 経済的支援 —

【内容】

【問い合わせ】


A14	児童扶養手当・県遺児手当・市母子父子福祉手当	ひとり親家庭等の生活の安定や児童の健全育成を支援するための手当	子育て支援課 TEL 51-2320
A15	母子父子家庭等医療	ひとり親等が健康で安心した生活を送るための医療費助成	
A16	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業や疾病等により、一時的に支障が生じた場合に、支援員が家事などを支援する	
A17	母子父子寡婦福祉資金	事業開始や就業等を支援するための貸付金	

## B 高齢者のための支援

### I 高齢者に関する相談

【内容】

【問い合わせ】

B01	地域包括支援センター	高齢者に対し様々な面で支援を行うための総合相談機関	市内最寄り 18 カ所 市 HP 
-----	------------	---------------------------	---

### II 要介護・要支援の認定等

【内容】

B02	長寿介護課相談窓口 (東三河広域連合介護保険課豊橋窓口)	要介護・要支援等の認定を受けることで、介護保険の介護サービスが利用可能になる	長寿介護課 TEL 51-3130
-----	---------------------------------	--	----------------------

### III 要介護・要支援の認定等を受けて利用できるサービス

#### ー 自宅で利用するサービス ー

【内容】

B03	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが訪問し、食事等の介護や日常生活上の支援を行う
B04	訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などが自宅を訪問して、入浴サービスを行う
B05	訪問看護	訪問看護ステーションなどの看護師などが訪問し、病状の観察や床ずれ手当などを行う
B06	訪問リハビリステーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、日常生活の自立を助けるリハビリを行う
B07	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や指導を行う

#### ー 施設に通って利用するサービス ー

【内容】

B08	通所介護 (デイサービス)	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを行う
B09	通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健施設に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリを行う

#### ー 短期間施設に泊まるサービス ー

【内容】

B10	短期入所生活介護・療養介護 (ショートステイ)	短期間介護老人福祉施設などに宿泊して、日常生活上の支援や機能訓練などを行う
-----	----------------------------	---------------------------------------

#### ー 生活環境を整えるサービス ー

【内容】

B11	福祉用具貸与	様々な福祉用具がレンタルできる
B12	特定福祉用具販売	レンタルに馴染まない福祉用具について、心身の状況等を勘案して必要と認める場合に限り支給される
B13	住宅改修費支給	住み慣れた自宅で安心して暮らすため、改修費用が支給される



一 施設へ入居する方へのサービス(施設サービス) — 【内容】

B14	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上の介護を行う
B15	介護老人保健施設	ケアを必要とする方が入所して、医学的な管理の下で介護や機能訓練を行う
B16	介護療養型医療施設	長期間の療養が必要な方が入所し、医療や看護・介護を行う
B17	介護医療院	要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活の世話を一体的に提供する

一 自宅で利用するサービス(地域密着型サービス) — 【内容】

B18	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的又は密接に連携しながら行う
-----	----------------------	-------------------------------------

一 施設に通って利用するサービス(地域密着型サービス) — 【内容】

B19	地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを行う
B20	認知症対応デイサービス	認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴・食事等日常生活上の世話や機能訓練を行う
B21	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に利用者の状態や希望、家庭の事情に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを行う

## C 障害のある方のための支援

### I 障害等に関する相談

	【内容】	【問い合わせ】	
C01	障害者相談	地域において相談支援を必要とする身体・知的・精神障害者や難病患者等の相談や情報提供に応じる	とよはし総合相談支援センター 「ほっとぴあ」 TEL 56-4111
C02	障害福祉課相談窓口	家族に障害者(児)がいる場合に相談に応じる	障害福祉課 TEL 51-2347

### II 障害支援区分の認定

	【内容】	【問い合わせ】	
C03	障害福祉課相談窓口	障害支援区分の認定を受けることで、障害福祉サービスが利用可能になる	障害福祉課 TEL 51-2697

### III 障害支援区分の認定を受けて利用できるサービス

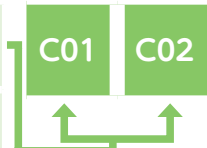
一 訪問系サービス —

	【内容】	
C04	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者(児)がいる家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事支援、通院等介助など支援を行う

【内容】

【問い合わせ】

C05	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は知的・精神障害により重度の行動障害があり、常時介護を必要とする方へ支援を行う
C06	行動援護	知的・精神障害により行動に著しい困難がある方に、外出支援を行う
C07	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出支援を行う



－ 日中活動系サービス －

【内容】

C08	生活介護	常時介護が必要な障害のある方で、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として必要な介護を提供する
C09	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、主として昼間、医療機関で機能訓練、療法上の管理、看護介護や日常生活の世話をを行う
C10	短期入所 (ショートステイ)	障害者(児)を家庭で介護している方が、疾病・休養・所用などで一時的に介護できなくなった場合、夜間を含めて指定事業所で介護する

－ 訓練・就労系サービス －

【内容】

C11	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練(日常生活訓練)を行う
C12	就労移行支援	65歳未満で一般企業への就労を希望する障害のある方に、一定期間就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練を行う
C13	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な方に、生産活動、その他活動機会の提供や、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練を行う
C14	就労定着支援	就労系サービスから一般就労へ移行した方が、就業に伴う環境変化や生活面の課題に対応することができるよう、企業や自宅訪問、来所などにより必要な支援を行う

－ 地域生活支援事業によるサービス －

【内容】

C15	移動支援	屋外での移動が困難な障害者(児)の、地域における自立生活、社会参加を促すために外出時の支援を行う(対象条件有)
C16	日中一時支援	障害者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、指定事業所で日中、活動の場を提供する(対象条件有)
C17	訪問入浴サービス	自宅で入浴困難な重度身体障害者の家族に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを行う(対象条件有)

Ⅳ 障害児のためのサービス

【内容】




C18	児童発達支援	身近な療育の場として、通所利用の障害児や家族などを含めた地域支援を行う
C19	医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、治療の提供を行う
C20	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などの状態にある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行う
C21	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、生活能力向上のための訓練などを行うとともに、放課後などの居場所づくりを推進する
C22	保育所等訪問支援	支援員が保育所などの集団生活を営む施設を訪問し、通所利用の障害児に対し、集団生活適応のための専門的な支援を行う

※ C07、C11～C22は、障害支援区分の認定外でも利用可能


## D 生活を支えるための支援

— 相談支援 —		【内容】	【問い合わせ】
D01	生活困窮者自立相談支援	経済的に困窮する方が地域で自立した生活が行えるよう、必要に応じ支援プランを作成し、包括的・継続的に支援を行う	生活福祉課 TEL 51-2313
— 給付金 —		【内容】	【問い合わせ】
D02	生活保護	経済的に困窮する方に、健康で文化的な最低限度の生活を保障する	生活福祉課 TEL 51-2350
— 貸付金 —		【内容】	【問い合わせ】
D03	生活福祉資金	低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯の自立更生のために資金の貸付を行う	豊橋市社会福祉協議会 TEL 54-0294

## E コミュニケーションのための支援

— 日本語以外を母国語としている方への支援 —		【内容】	【問い合わせ】
E01	外国人総合相談窓口インフォピア (豊橋市国際交流協会内)	生活、仕事、医療、教育、子育てなどわからないことがあれば相談できる	ポルトガル語 080-3635-0783 その他の言語 090-1860-0783 市 HP 
E02	外国人相談窓口 (多文化共生・国際課内)	市政全般、日常生活で生じる問題などを多言語で相談できる	多文化共生・国際課 TEL 51-2023
E03	日本語教室	豊橋にある日本語教室を案内	市内各所 市 HP 
E04	ぼけとよ	外国人市民の方に必要な情報をタイムリーに発信する情報サイト	多文化共生・国際課 TEL 51-2023 市 HP 
— 聴覚障害がある方への支援 —		【内容】	【問い合わせ】
E05	手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障害者の病院受診、学校行事、各種手続きなどに同行し、円滑なコミュニケーションを行う	障害福祉課 TEL 51-2345
E06	インターネットテレビ電話システム	市役所窓口センターでの手続きについて、インターネットテレビ電話を利用した通訳による手続きを行う	市民課 TEL 51-2276

## F その他の相談について

		【内容】	【問い合わせ】
F01	こころの健康に関する相談	こころの不調や病気などで悩んでいる方やその家族の相談に応じる	健康増進課 TEL 39-9145
F02	依存症相談	アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症の相談に応じる	健康増進課及び各所 市 HP 
F03	患者総合支援センター (豊橋市民病院)	市民病院を利用する患者、家族等が安心して治療や療養生活ができるよう院内外が多職種と連携し相談支援を行う	患者総合支援センター TEL 33-6111
F04	こども発達センター	子どもの発達が心配、子育てに不安があるなどの悩みについて相談に応じる	こども発達センター TEL 39-9200
F05	教育相談室	不登校・いじめ・問題行動等、子どもの悩みについての相談に応じる	教育相談室 TEL 33-2115
F06	にじの子相談室	特別な支援を必要とする子どもや親の相談に応じる	にじの子相談室 TEL 33-1366

## G 日常生活上の心配ごと全般

		【内容】	【問い合わせ】
G01	ヤングケアラーに関する総合相談	ヤングケアラーとその家族に関するあらゆる相談ごとに寄り添ったサポートを行う ※ヤングケアラー支援事業所管課	こども若者総合相談支援センター ココエール TEL 54-7830
G02	福祉相談サポートセンター	支援が届いていない世帯等に対してアウトリーチと、伴走型の支援により支援関係機関へつなげる	福祉相談サポートセンター TEL 52-6231



## 「ケア」と「お手伝い」の違い

家事や買い物と聞くと「それはお手伝いでしょ?」と考えるかもしれませんが、ヤングケアラーのケアは、

- ① 年齢や成長に見合わない負担・責任を負う
- ② 日常生活に支障をきたすほど長時間にわたる

ものであり、相手の生命・生活・健康を支えるケアは「お手伝い」という言葉で収まるものではありません。



がんばってもいいけど、がんばりすぎなくていい

ヤングケアラー向け福祉サービス等ガイドブック  
令和5年10月発行

作成 こども未来部こども若者総合相談支援センター ココエール  
〒440-0897 豊橋市松葉町三丁目1番地 TEL 0532-54-7830

